

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第4章 模倣に対する刑事的救済

特許権、商標権、著作権などの侵害、不正競争防止法上の不法行為やその他の法律に関する違反は犯罪行為であるから、被害を受けた権利者は当然、犯罪地や被告人の住所・居所地を管轄する警察や検察に告訴又は告発を行うことができる。被害者からの告訴や告発を受けた警察や検察は、調査・捜査を行い、さらに必要な手続に従って捜索、押収などのいわゆる取締りを行う。

警察や検察へのこのような取締りの依頼は、書面又は口頭でもよく、罪状が明確であれば、行政的手続や民事的手続よりも実は簡便で迅速なことが多い。しかしながら、それだけに被告人の特定と被害状況の正確な把握が正確になされている必要があり、特に日本企業が韓国内で刑事手続をとる場合は、事前の情報収集と警察や検察への情報提供がもっとも重要な手続きとなる。

こうして刑事的手続が進められるようになると、警察や検察の捜査過程で被害者が知りえなかった被害状況まで明らかになり、その後民事訴訟など提起する場合にも有利になるというような利点ももたらし得るのである。

しかしながら、警察や検察が取り扱う事件が多いことから、重大な被害が発生していない場合は、直ちに取締りが行われるとは限らない。このため、例えば、警察が、模倣品に対する一斉取締りを行う時期に、企業側で協力をする形とすることも効果的である。また、JETROソウル事務所では、韓国特許庁と協力し模倣品被害の相談に応じており、韓国特許庁と警察との合同取締りに進展したケースもあるので考慮するとよい。

1. 関連法律

知的財産権の犯罪に関するものは、特許法などに規定があるものを除いては、刑法総則の規定がそのまま適用される(刑法第8条)。

2. 刑事罰の種類及び内容

2-1 刑事罰の対象

特許法は、特許に関する犯罪として、特許権侵害罪(特許法第225条)、偽証罪(特許法第226条)、詐偽行為の罪(特許法第228条)、虚偽表示罪(特許法第224条、同法第227条)、秘密漏洩罪(特許法第229条)を規定し、これに対する刑事的制裁を加えており、当事者の虚偽の陳述、書類などの不提出、欠席などに対しては過料の制裁(特許法第232条)を加えている(秘密漏洩罪を除いて商標法も同一)。

不正競争防止及び営業秘密保護などに関する法律(以下「不正競争防止法」)は、不

正競争行為(不正競争防止法第2条第1号)をした者と許可なく外国の国旗・国章を商標として使用した者を処罰し、また、営業秘密侵害行為に対する罰則も設けている(不正競争防止法第18条)。ただし、2004年7月20日施行の改正不正競争防止法によって不正競争行為として追加された不当ドメインネーム登録行為と製品形態模倣行為は、その他の不正競争行為の類型とは異なり刑事的な処罰の適用を明示的に除外している(改正不正競争防止法第18条第3項第1号)。

これ以外に、不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律では、知的財産権侵害物品などの輸出入、国内販売、製造行為などに関する貿易委員会の是正命令に違反した場合、刑罰を科している(不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第40条第1項第2号)。

著作権法では、権利侵害罪(著作権法第98条)、不正発行などの罪(著作権法第99条)、出所明示違反などの罪(著作権法第100条)を規定し、これに対する刑事的制裁を加えている。

2-2 親告罪

特許権、実用新案権、デザイン権、著作権法に対する侵害罪は親告罪である(特許法第225条2項、著作権法第140条)。しかし、商標権に対する侵害罪は非親告罪となっている。特許権などの侵害は原則として権利者だけを害するのに対し、商標権の侵害は商品の出所の誤認、混同を招くことによって権利者は勿論、一般の消費者にも損害を及ぼすので、侵害罪の保護法益には個人的な財産権のみならず公益も含まれているためである。著作権法も虚偽登録、技術的保護措置の侵害、不正発行、無許可の著作権委託管理業及びオンラインサービス提供者の業務妨害などの行為に対しては、公益のために非親告罪としている。さらに、従前の不正競争防止法では親告罪であった営業秘密侵害罪は、近年の企業機密漏洩などによる被害の高額化や社会的影響の大きさなどを勘案し、2004年7月20日の法改正により非親告罪となっている。また、営利の目的で反復的に行う著作権侵害行為なども2007年6月29日の著作権法改正により非親告罪となっている。

告訴に関しては、刑事訴訟法上の告訴に関する規定による。従って、告訴は犯人を知った日から6ヶ月以内にしなければならず(刑事訴訟法第230条)、1審判決の言渡前まではこれを取り消すことができ(刑事訴訟法第232条)、共犯者のうちの一部の者に対する告訴又はその取消は他の共犯者に対しても効力がある(刑事訴訟法第233条)。

2-3 両罰規定

特許法は、犯罪行為の防止のために、法人の代表者や法人又は個人の代理人・使用者若しくはその他従業員が、その法人又は個人の業務に関して、特許侵害(特許法第

225 条)、虚偽表示及び詐偽行為(特許法第 227 条又は同法第 228 条)の罪を犯す場合、行為者を罰する外にその法人又は個人に対しても罰金刑を科している(特許法第 230 条)。

商標法でも侵害罪(商標法第 93 条)、詐偽行為の罪(商標法第 96 条)、虚偽表示罪(商標法第 95 条)に両罰規定がある。従って、法人などに対しても各本条の罰金刑を併科する(商標法第 97 条)。著作権法でも、著作権侵害に対して両罰規定を適用する(著作権法第 103 条)。

不正競争防止法の不正競争行為と外国の国旗など使用行為、不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律での知的財産権侵害物品などの輸出入、国内販売、製造行為などに関する貿易委員会の是正命令違反に対しても両罰規定がある(不正競争防止法第 19 条、不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第 41 条)。

このように行為者の行為を理由として法人などを共に処罰する規定が存在してはいるが、使用者である法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠っていない場合には、両罰規定を適用しないとする制限規定があるため、法人などが常に処罰を受けるというわけではない。

2-4 特許権・商標権の場合

(1) 特許(商標)侵害の罪

特許権(商標権)又は専用実施権(専用使用権)を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する(特許法第 225 条、商標法第 93 条)。

(2) 偽証罪

宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が、特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときには、5 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以下の罰金に処する(特許法第 226 条、商標法第 94 条)。

偽証の罪を犯した者が、その事件の特許異議申立に対する決定、又は審決の確定する前に自首したときには、その刑を軽減又は免除することができる(特許法第 226 条、商標法第 94 条)。

(3) 虚偽表示の罪

- ① 特許されたものではない物、特許出願中でない物、特許されたものではない方法や、特許出願中でない方法によって生産された物又はその物の容器や包装に特許表示又は特許出願表示をし、又はこれと混同しやすい表示をする行為
- ② この表示をしたものを譲渡・貸与又は展示する行為
- ③ 上記の物を生産・使用・譲渡又は貸与するために広告・看板又は標札にその物が特許や特許出願されたもの又は特許された方法や、特許出願中の方法により

生産されたものに表示し、又はこれと混同しやすい表示をする行為

- ④ 特許されたものではない方法や特許出願中でない方法を使用・譲渡又は貸与するために広告・看板又はその標札にその方法が特許又は特許出願されたものに表示し、又はこれと混同しやすい表示をする行為

以上の行為をした者は、3年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金に処する(特許法第227条)。

登録をしない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願中であるかのように、商品に使用し、又は営業用の広告・看板・標札・商品の包装その他営業用の取引書類などに使用した者は、3年以下の懲役、又は2,000万ウォン以下の罰金に処する(商標法第95条)。

(4) 詐偽行為の罪

詐偽、その他不正な行為により、特許、特許異議申立に対する決定、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者(商標法の場合、商標登録、指定商品の追加登録、商標権存続期間の更新登録を受け、又は審決若しくは判決を受けた者)は、3年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処する(特許法第228条、商標法第96条)。

(5) 秘密漏洩罪など

特許庁の職員又はその職にあった者が、その職務上知得した特許出願中の発明に関して秘密を漏洩し、又は盗用したときには、2年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する(特許法第229条)。

特許文書電子化機関の役員・職員又はその職にあった者も、本罪において特許庁の職員又はその職にあった者とみなす(特許法第229条の2)。

2-5 不正競争行為の場合

(1) 不正競争行為に対する罰則

商品主体の混同行為、営業主体の混同行為、著名標識稀釈化行為、原産地虚偽表示行為、出所地誤認惹起行為、質量誤認惹起行為(不正競争防止法第2条第1号;ただし、不当ドメインネーム登録行為及び製品形態模倣行為については刑事処罰の規定なし)又は外国の国旗など使用行為(不正競争防止法第3条)をした者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する(不正競争防止法第18条第3項)。

(2) 営業秘密侵害行為に対する罰則

不正な利益を得たり、又は企業に損害を被らせる目的でその企業に有用な営業秘密を外国で使用したり、外国で使用されることを知って第三者に漏洩した者は10年以下

の懲役又はその財産上の利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処し、不正な利益を得たり、又は企業に損害を被らせる目的でその企業に有用な営業秘密を取得・使用したり、第三者に漏洩した者は5年以下の懲役又はその財産上の利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処する。(不正競争防止法第18条第1、2項)。

一方、産業技術の流出防止及び保護に関する法律では、窃取、欺瞞、脅迫、その他の不正な方法により産業技術を取得したりその取得した産業技術を使用する行為など同法第14条各号(第4号を除く)に記載された行為をした者に対し10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金に処することができ、犯罪行為により得た財産を没収することができるようになっている。さらに、未遂犯だけでなく予備・陰謀行為者も処罰し、懲役刑と罰金刑を併科できるようにする規定を付加すると共に、両罰規定において、産業技術流出行為関与者に対し厳格な刑罰を科することができるようにしている(同法第36～38条)。

2-6 対外貿易における不公正貿易行為の禁止

不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律では、

- ① 大韓民国の法令又は大韓民国が当事者である条約によって保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著作権・著作隣接権及びプログラム著作権及び半導体集積回路の配置設計権・地理的表示及び営業秘密を侵害する物品など(知的財産権侵害物品など)を国内で販売する行為、輸出・輸入する行為及び輸出する目的で国内で製造する行為
- ② 虚偽の原産地を表示し又はこれを誤認させる表示をした物品などの原産地表示を毀損若しくは変更した場合など、原産地表示をしていない原産地表示対象物品を輸出・輸入する行為
- ③ その他、輸出入秩序を阻害するおそれのある行為であって、大統領令が定める行為を禁止している(不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第4条)。

このような行為事実があると認められる場合には誰でも貿易委員会に書面で調査を申請することができ、同調査の結果、①又は③の行為をする者があるときには貿易委員会が、②の行為をする者があるときには知識経済部長官が、是正措置と課徴金の賦課を命じることができる(不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第10条、第11条)。

この中で貿易委員会の是正命令に違反した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する(不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第40条第1項第3号)。法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して、貿易委員会の是正命令に違反したときには、その

法人又は個人に対しても3千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、法人や個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかったときはその限りでない(不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第41条)。

2-7 著作権侵害行為の禁止

(1) 権利侵害の罪

著作財産権やその他同法律によって保護される財産的権利を複製、講演、放送、展示、伝送、配布、2次的著作物作成の方法により侵害した者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処されるかこれらが併科される。

権利侵害の罪を犯した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処される、権利侵害の罪は、次のとおりである。

- ① 著作人格権を侵害して著作者の名誉を毀損した者
- ② 著作権登録において虚偽の登録をした者
- ③ データベース製作者の権利を複製・配布・放送又は伝送の方法により侵害した者
- ④ 業として又は営利の目的で技術的保護措置を侵害した者
- ⑤ 業として又は営利の目的で権利管理情報を毀損した行為をした者(過失犯は除く)

一方、プログラムの不法複製・配布など違反行為に対する処罰を5年以下の懲役、または5千万ウォン以下の罰金となっており、常習侵害者に対する処罰は7年以下の懲役又は7千万ウォン以下の罰金により強化されている。

(2) 不正発行などの罪

不正発行などの行為をした者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処される。不正発行などの罪は、次のとおりである。

- ① 著作者ではない者を著作者として実名・変名を表示して著作物を公表した者
- ② 実演者ではない者を実演者として実名/異名を表示し実演を公演又は公衆送信したり複製物を配布した者
- ③ 著作者の死亡後の人格的利益を侵害した者
- ④ 許可を受けずに著作権委託管理業を行った者
- ⑤ 配布目的の著作権などの侵害物を輸入する行為をした者、悪意の配布目的で侵害物を所持する行為をした者、著作者の名誉を毀損する行為をした者
- ⑥ 自己に正当な権利がないことを知りながら、故意にオンラインサービス提供者の業務を妨害した者
- ⑦ 著作権登録を遂行する者又はその職にあった者として職務上知った秘密を他人に漏洩した者

(3) 出所明示違反などの罪

出所明示違反などの行為をした者は、500 万ウォン以下の罰金に処される。出所明示違反などの行為は、次のとおりである。

- ① 囑託者の同意なしに囑託による肖像画又はこれと類似する写真著作物を利用した者
- ② 著作物を利用する場合に出所を明示しない者
- ③ 出版物に複製権者の標識をしない者
- ④ 著作者の同意なしに出版権の目的である著作物を再発行する行為をした出版権者
- ⑤ 申告せずに著作権代理仲介業をしたり、営業の閉鎖命令を受けても続けてその営業をした著作権管理間業者

3. 刑事罰を科するための要件**3-1 特許権の場合****(1) 特許権侵害の罪****① 侵害行為**

特許権の侵害とは、正当な権原なく他人の特許発明を業として実施することをいう。正当な権限があり(例えば、実施権の存在)、又は特許権の効力が制限される場合(例えば、試験・研究などのための実施)には特許侵害を構成せず、業としての実施ではない場合(例えば、家庭での使用)及び実施行為の概念に含まれない場合(例えば、特許品の輸出、単純な所持など)も特許侵害を構成しない。

間接侵害行為(特許法第 127 条)をした場合にも、本罪における侵害行為に含まれると見るのが一般的である(ただし、反対の見解もある)。

② 故意

特許侵害の罪は、故意による場合にだけ成立する。特許公報に公示され、又は物品に特許表示をしたとしても、故意が当然に認められるのではない。特許権者などは予め内容証明郵便などで特許権の存在と侵害事実を通告した後、告訴を提起することになる。

行為者が特許の存在を知らない場合には、故意はないと言えるが、特許権者又は実用新案権者から警告書を受けている場合には、それ以後の行為に対しては、特別な事情がない限り、故意があると言うべきである。

当該特許権が無効と確信し、又は自己の実施形態が侵害ではないとの専門家の意見によって罪にならないと信じたとしても、それは法律の錯誤又は法律の不知に該当するので、故意がないということにはならない。

③ 罪数

特許権の侵害は業として行われることを要するので、反復された継続的な意思で実施される。従って、侵害行為が多数にわたって行われたとしても、これは包括一罪を構成するだけである。

④ 没収

特許法は、特許権侵害の罪に該当する侵害行為を構成した物又はその侵害行為から生じた物はこれを没収し、又は被害者の請求によりその物を被害者に交付することを言渡さなければならない(特許法第231条)と規定し、刑法総則の没収規定(刑法第48条)に対する特別規定を設けている。

一方、被害者は、上記の規定による物の交付を受けた場合には、その物の価額を超過する損害額に限って賠償の請求をすることができる(特許法第231条)と規定している。

(2) 偽証の罪

① 偽証罪などに関しては、刑法に一般規定がある(刑法第152条～第154条)。

② 偽証罪の主体は特許法により宣誓した証人・鑑定人又は通訳人で、証人などが偽りの証言・鑑定・通訳をただけで本罪が成立するのではなく、有効な宣誓をすることを要求している。

③ 行為態様は虚偽の陳述をすることである。虚偽の陳述とは、証人などが自己の記憶・知識・経験などに反する陳述をすることであり、その内容が客観的真相に符合するか否かは問題とならない。また、このような虚偽の陳述が審査・審判手続に如何なる影響を及ぼしたのかは問わない。

④ 偽証罪の未遂は罰しないので、既遂の時点が問題となるところ、陳述全体が終わることによって、再度その陳述を撤回できない段階に達した時に既遂となると見るのが一般的である。

⑤ 虚偽の陳述は、特許審判院に対して行わなければならない。

(3) 虚偽表示罪

虚偽表示罪は、特許品又は特許方法でないものに特許表示をし、又はこれと混同しやすすい表示をして取引上の有利性及び特許に対する公衆の信頼を悪用して公衆を誤認させる行為を処罰しようとする規定である。実用新案権・デザイン権の特許表示、特許権消滅後の特許表示も本罪を構成する。特許侵害品への特許表示をする場合、権利者の許諾なく特許技術を利用している侵害品について、消費者に正当な特許製品であるかのように誤認させて、取引上有利な地位を享受することになり、虚偽表示罪を構成すると見られる。

(4) 詐偽行為

- ① 詐偽の行為とは、審査・異議申立又は審判の過程で虚偽の資料や偽造された資料を提出し、審査官又は審判官に錯誤に陥らせて特許の要件を欠いた発明に対して、特許権を受け、又は自己に有利な審決を受ける行為をいう。詐欺に限らず不正な行為を全て含む。
- ② 特許を受けた場合に本罪が成立するので、特許登録がなされなければならない、出願公告があつたり、特許決定を受けたことだけでは本罪が成立しない。しかし、一旦特許登録された以上、後に無効審決が出て、本罪の成立には影響がない。このときに、詐偽の方法により自己に有利な審決を受けられず、不利な審決を受けた場合に本罪が構成されるかが問題となる。審査段階で詐偽の行為によつたとしても特許権を受けていない場合は、処罰しないことに照らしてみれば、自分に不利な審決を受けた場合には本罪を構成しないと見られる。

3-2 商標権の場合

(1) 商標権侵害罪

① 侵害行為

権限なく当該商標を使用することである。商標の使用とは、商品又は商品の包装に商標を表示する行為と表示したものを譲渡若しくは引き渡し、その目的で展示、輸出、又は輸入する行為、商品に関する広告・定価票・取引書類・看板又は標札に商標を表示して展示又は頒布する行為を意味する(商標法第2条)。

商標は登録された商標である以上、登録取消の事由があつたとしても審判により取消が確定するまでは、登録商標としての権利を有しているので、登録商標と同一類似の商標を使用する行為も商標権侵害罪に該当し、商標が表示された商品が韓国の商標権の効力が及ばない日本へ輸出する目的でだけ製造されたものであるとしても、侵害に当たる。ただし、侵害行為があつた後、その商標登録無効審決が確定した場合には、商標権ははじめから存在しなかったことになるので、これは商標権侵害罪とならない。

他人の登録商標を完全に隠蔽した場合は商標権侵害とならないが、他人の登録商標が付いた包装容器を使用して内容物は虚偽である場合や、他人の登録商標を隠蔽はしたが、容易にはがれるもので隠蔽することによって商標権者の信用を害するおそれがあるものは商標権侵害罪を構成する。

② 故意

故意の成立には、行為者が他人の登録商標であることを認識しながら、これをその指定商品と同一又は類似の商品に使用する意思があれば足り、商品の信用価値を害し、出所の混同・誤認を発生させようという意思、相手方を欺罔して不正な利得を得ること、権利侵害の意思などは必要としない。

商標類似の意義に対する正確な理解がなくても、商標権の存在を知っている限り、故意の成立が認められる。権利者からの警告や使用停止の通告の有無は故意の立証に極めて重要であるが、このような警告や通告を要するのは周知の程度が低い商標に関してであり、周知度が高いものに対してはこのような通告がなくても故意が推定される。

③ 没収

商標権又は専用使用権を侵害する商品・商標・包装とこれらの製作用具は、これを没収することができる(商標法第97条の2)。ただし、商品がその機能及び外観を害しなくて商標又は包装と容易に分離できる場合には、その商品はこれを没収しない(商標法第97条の2)。

(2) その他

他人の登録商標を同種の商品に使用する目的で偽造した場合には商標法により処断すべきであり、私文書偽造罪で問うことではない(大法院 1957. 2. 22. 言渡 4289 刑上 310)。

周知登録商標を侵害する場合に、商標権侵害罪と不正競争防止法の違反罪は観念的競合関係にある場合が多い。

4. 権利者が取り得る手段

4-1 情報の収集

- ① 刑事手続において捜査機関が捜査に必要な情報を提供し、また、後に民事、刑事手続で侵害者の侵害行為を立証するために侵害者に対する情報を収集する。
- ② 具体的な方法としては、侵害者から模倣品を購入した際の領収書、侵害者の販売店の位置を特定できる住所及び略図、侵害品を販売している店舗の写真及び侵害品の販売現場などの写真、侵害品を販売している者の名刺などの入手などが考えられる。

4-2 刑事手続か民事手続かを決定

- ① 韓国内で保護される知的財産権を有し、他人がそのような知的財産権をそのまま模倣している場合など侵害が明白な場合には、手続の迅速さや費用の面から刑事手続を取るのが一般的である。
- ② 侵害の如何の判断が明白でない場合には、刑事手続で権利者に不利な処分が下されるとその後の民事訴訟に不利な影響を及ぼすために民事手続で侵害の如何を確定することが多い。

4-3 告訴、告発

- ① 告訴とは、犯罪の被害者などの告訴権者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいうが、犯罪による被害者は告訴することができ(刑事訴訟法第223条)、告訴又はその取消は代理人にさせることができる(刑事訴訟法第236条)。
- ② 公訴の提起に告訴のあることを必須とする親告罪の場合、犯罪事実を知った日から6ヶ月が経過すれば、告訴できない(刑事訴訟法230条第1項)。従って、親告罪である特許権、実用新案権、デザイン権に対する侵害の罪の場合には、犯人を知った日から6ヶ月以内に行わなければならない(特許法第225条、刑事訴訟法第230条第1項)。なお商標権の侵害の罪は親告罪ではない。
- ③ 告発とは、告訴権者と犯人以外の者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し、訴追を求めることをいうが、誰でも犯罪があると考えられるときには告発することができる(刑事訴訟法第234条)。告訴と比較し、代理人による告発は認められず、告発期間には制限がなく、告発を取り消した後も再度告発ができる。
- ④ 告訴又は告発は、書面又は口頭で、犯罪地、被告人の住所、居所または現在地を管轄する検事又は司法警察官に行わなければならない(刑事訴訟法第4条、同法第237条)。

4-4 司法警察又は検察による捜査

- ① 司法警察官が告訴又は告発を受けたときには、迅速に調査して関係書類と証拠物を検事に送付しなければならない(刑事訴訟法第238条)。
- ② 犯罪の嫌疑を判断するために捜査機関は、裁判所から令状の発給を受けて、検事の指揮によって捜索、押収を行う(刑事訴訟法第113条、同法第114条)。

4-5 検察による事件処理の決定

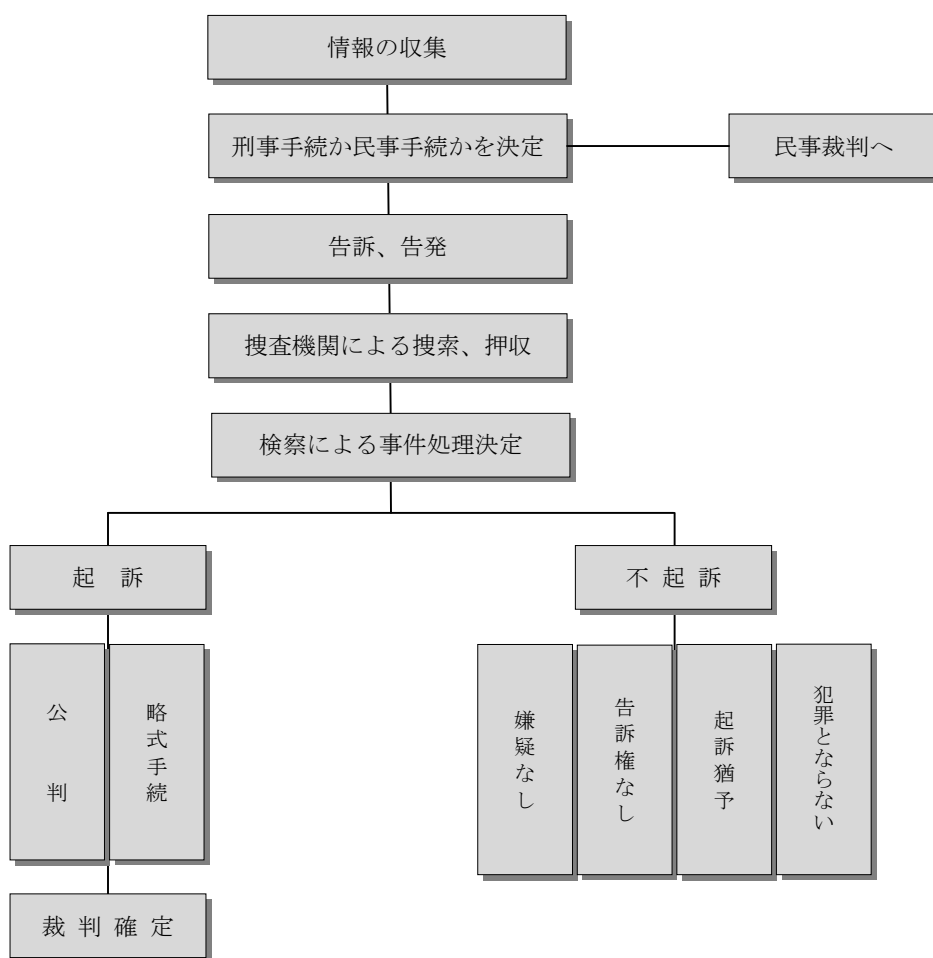
- ① 検察は、告訴、告発、自首又は司法警察官などからの事件の送致などの事由により事件を受理、捜査し、収集された結果により、公訴の提起(公判又は略式)、不起訴(嫌疑なし、告訴権なし、起訴猶予、犯罪とならない)などの事件処理決定を行う。
- ② 略式手続は、検事の請求により公訴の提起と同時に書面でなされ(刑事訴訟法第449条)、地方法院では、公判手続なくして略式命令で被告人を罰金、科料又は没収に処することができる(刑事訴訟法第448条)。

5. 刑事訴訟手続の概要

5-1 手続概要

刑事訴訟は、検察官が刑罰を科すべきことを請求し、被告人、弁護人が防御をし、裁判所が公権的な判断を行うという構造の訴訟で日本と同様である。裁判の審理に関しては、先決問題である特許無効の主張を認めず、単に訴訟手続の中止ができるよう任意規定とした(特許法第78条、同法第164条)。

5-2 刑事手続のフローチャート



6. 上訴、再審、不起訴処分に対する不服

6-1 上訴

- ① 裁判を受けた者(被告人、検事)や被告人の法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹、戸主又は原審の代理人や弁護人が上訴することができる。

- ② 上訴期間は控訴と上告は7日、即時抗告は3日である。
- ③ 上訴の提起により、裁判の確定と執行が停止する。しかし、抗告は即時抗告を除いて停止の効力がなく、仮納裁判の執行は上訴によって停止しない(刑事訴訟法第334条)。

6-2 再審

著作権、特許権、実用新案権、デザイン権又は商標権を侵害した罪で有罪の言渡を受けた事件に対して、その権利に対する無効の審決又は無効の判決が確定したときのみ、その言渡を受けた者の利益のために再審を請求することができる(刑事訴訟法第420条)。

6-3 不起訴処分に対する不服(検察庁法第10条)

- ① 検察が不起訴処分をする場合、高等検察庁に抗告を提起することができ、(抗告事件は通常2ヶ月間審理)、抗告棄却される場合、「告訴人」(被害者)は高等法院に裁定申請を提起することができる¹¹。高等法院では裁定申請を受け付けた時から3ヶ月間、裁定申請の事件を審理するが、裁定申請が認容される場合には検察は直ちに起訴するよう規定されている。なお、裁定の結果については不服ができない。
- ② 抗告又は再抗告以外に憲法訴願を提起することができる(憲法裁判所法第68条)。

7. 特許捜査諮問官制

ソウル中央地検刑事6部には、増加する特許権侵害事犯に対する捜査力を強化するために特許捜査諮問官を置いている。特許捜査諮問官は検察の特許事件処理をサポートするために特許庁から派遣された契約職公務員で、特許庁で10年以上審査官や審判官として勤務した経歴を持つ知財権専門家である。彼らは専門技術分野に対する高度な知識が要求される特許明細書の分析が主要任務で、特許技術と侵害疑惑を受けた技術を比較し侵害如何を区別したうえ、担当検事に通知する。事実上、特許事件の一審級である特許の無効や権利範囲審判を扱う特許審判院レベルの専門性を確保しており、全国の特許犯罪の捜査に対する諮問業務を遂行している。ソウル中央地検では、全国に散らばる各地方検察から捜査嘱託書と争点を整理した記録写本を受け取ると、特許捜査諮問官の諮問結果を共助事件回答書に記載して回答する形で、全国各地の特許刑事事件に対応している。

¹¹ 刑事訴訟法によれば、裁定申請権は原則的に告訴人にのみ認められており、被害者ではない告発人は裁定申請権がなく大検察庁に再抗告のみ提起することができる。

8. 主な問合せ先

ソウル中央地方検察庁	電話	02-530-3114
ソウル東部地方検察庁	電話	02-2204-4000
ソウル南部地方検察庁	電話	02-3219-4200
ソウル北部地方検察庁	電話	02-3399-4200
ソウル西部地方検察庁	電話	02-3270-4000
仁川地方検察庁	電話	032-860-4000
釜山地方検察庁	電話	051-606-3300
- 東部支庁	電話	051-780-4200

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2011 年 12 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。